

## 決 定 要 旨

被 審 人（本店） 横浜市神奈川区宝町2番地  
（商号） 日産自動車株式会社  
（法人番号 9020001031109）

上記被審人に対する令和元年度（判）第32号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官城處琢也、同川嶋彩子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

##### (1) 納付すべき課徴金の額

金24億2489万5000円（法第178条第1項各号に掲げる事実ごとの内訳は別表のとおり）

##### (2) 課徴金の納付期限

ア 前記(1)記載の課徴金のうち、別表番号×××記載の課徴金の納付期限

××××裁判所××××年（××）第××××号についての裁判が確定した日から2月を経過した日

ただし、法第185条の8第6項の規定による変更の処分があったときは、その変更の処分に係る文書の謄本を発した日から2月を経過した日

イ 前記(1)記載の課徴金のうち、別表番号×××記載の課徴金の納付期限

××××裁判所××××年（××）第××××号についての裁判が確定した

日から2月を経過した日

ただし、法第185条の8第6項の規定による変更の処分があったときは、その変更の処分に係る文書の謄本を発した日から2月を経過した日

ウ 前記(1)記載の課徴金のうち、別表番号×××記載の課徴金の納付期限

令和2年4月28日

## 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第2号及び第4号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

なお、本件課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実には、同一事件について公訴が提起され、その事件が裁判所に係属するものが含まれるもので(××××裁判所××××年(××)第××××号、同裁判所××××年(××)第××××号)、審判手続開始決定書別紙1の第1の表1中の番号×××に係る各事実は、それぞれ、上記事件の対象となっている有価証券報告書と同一の記載対象事業年度に係る有価証券報告書を対象とするものである(法第185条の7第23項)。

令和2年2月27日

金融庁長官 遠藤 俊英

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第2号及び第4号に該当

被審人は、横浜市神奈川区宝町2番地に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されている会社である。

被審人は、有価証券報告書中の「第一部 企業情報」・「第4 提出会社の状況」・「6 コーポレート・ガバナンスの状況等」・「(1) コーポレート・ガバナンスの状況」・「④ 役員の報酬等」の<役員区分ごとの報酬等の総額等>及び<役員ごとの連結報酬等の総額等 但し、連結報酬等の総額1億円以上である者>において、実態とは異なる記載を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、

第1

下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書（以下「開示書類」という。）を提出し、

表1

番号	開示書類		虚偽記載	
	提出日	書類	主な内容	主な事由
1	平成27年 6月25日	第116期（平成26年4月1日～平成27年3月31日）に係る有価証券報告書	取締役報酬が表2（1）の左欄のとおりであるところを右欄のとおり記載	・取締役報酬の過少記載
2	平成28年 6月24日	第117期（平成27年4月1日～平成28年3月31日）に係る有価証券報告書	取締役報酬が表2（2）の左欄のとおりであるところを右欄のとおり記載	・取締役報酬の過少記載
3	平成29年 6月29日	第118期（平成28年4月1日～平成29年3月31日）に係る有価証券報告書	取締役報酬が表2（3）の左欄のとおりであるところを右欄のとおり記載	・取締役報酬の過少記載
4	平成30年 6月28日	第119期（平成29年4月1日～平成30年3月31日）に係る有価証券報告書	取締役報酬が表2（4）の左欄のとおりであるところを右欄のとおり記載	・取締役報酬の過少記載

表2 (下線部は、虚偽の記載に関する部分)

(1) 第116期(平成26年4月1日～平成27年3月31日)に係る有価証券報告書

有価証券報告書に記載すべき内容					有価証券報告書に記載された内容																																																		
<p>&lt;役員区分ごとの報酬等の総額等&gt; (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>総報酬</th> <th>金銭報酬</th> <th>株価連動型 インセンティブ受 領権(行使可能数確 定時の公正価値)</th> <th>株価連動型 インセンティブ受領権 (行使分について、過 去の開示額との差額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役 (社外取締役を除く)</td> <td><u>3,230</u></td> <td><u>2,772</u></td> <td>176</td> <td><u>282</u></td> </tr> <tr> <td>退任取締役</td> <td><u>58</u></td> <td>—</td> <td>—</td> <td><u>58</u></td> </tr> </tbody> </table>					区分	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受 領権(行使可能数確 定時の公正価値)	株価連動型 インセンティブ受領権 (行使分について、過 去の開示額との差額)	取締役 (社外取締役を除く)	<u>3,230</u>	<u>2,772</u>	176	<u>282</u>	退任取締役	<u>58</u>	—	—	<u>58</u>	<p>&lt;役員区分ごとの報酬等の総額等&gt; (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>総報酬</th> <th>金銭報酬</th> <th>株価連動型 インセンティブ受領権</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役 (社外取締役を除く)</td> <td>1,635</td> <td>1,459</td> <td>176</td> </tr> </tbody> </table>				区分	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受領権	取締役 (社外取締役を除く)	1,635	1,459	176																								
区分	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受 領権(行使可能数確 定時の公正価値)	株価連動型 インセンティブ受領権 (行使分について、過 去の開示額との差額)																																																			
取締役 (社外取締役を除く)	<u>3,230</u>	<u>2,772</u>	176	<u>282</u>																																																			
退任取締役	<u>58</u>	—	—	<u>58</u>																																																			
区分	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受領権																																																				
取締役 (社外取締役を除く)	1,635	1,459	176																																																				
<p>&lt;役員ごとの連結報酬等の総額等 但し、連結報酬等の総額1億円以上である者&gt; (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>総報酬</th> <th>金銭報酬</th> <th>株価連動型 インセンティブ受 領権(行使可能数確 定時の公正価値)</th> <th>株価連動型 インセンティブ受領権 (行使分について、過 去の開示額との差額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カルロス ゴーン</td> <td><u>2,213</u></td> <td><u>2,213</u></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>西川 廣人</td> <td><u>158</u></td> <td>140</td> <td>15</td> <td><u>3</u></td> </tr> <tr> <td>志賀 俊之</td> <td><u>123</u></td> <td><u>70</u></td> <td>—</td> <td><u>53</u></td> </tr> <tr> <td>グレッグ ケリー</td> <td><u>231</u></td> <td><u>231</u></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>山下 光彦</td> <td><u>154</u></td> <td><u>49</u></td> <td>—</td> <td><u>105</u></td> </tr> <tr> <td>今津 英敏</td> <td><u>151</u></td> <td><u>30</u></td> <td>—</td> <td><u>121</u></td> </tr> </tbody> </table>					氏名	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受 領権(行使可能数確 定時の公正価値)	株価連動型 インセンティブ受領権 (行使分について、過 去の開示額との差額)	カルロス ゴーン	<u>2,213</u>	<u>2,213</u>	—	—	西川 廣人	<u>158</u>	140	15	<u>3</u>	志賀 俊之	<u>123</u>	<u>70</u>	—	<u>53</u>	グレッグ ケリー	<u>231</u>	<u>231</u>	—	—	山下 光彦	<u>154</u>	<u>49</u>	—	<u>105</u>	今津 英敏	<u>151</u>	<u>30</u>	—	<u>121</u>	<p>&lt;役員ごとの連結報酬等の総額等 但し、連結報酬等の総額1億円以上である者&gt; (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>総報酬</th> <th>金銭報酬</th> <th>株価連動型 インセンティブ受領権</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カルロス ゴーン</td> <td>1,035</td> <td>1,035</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>西川 廣人</td> <td>155</td> <td>140</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>				氏名	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受領権	カルロス ゴーン	1,035	1,035	—	西川 廣人	155	140	15
氏名	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受 領権(行使可能数確 定時の公正価値)	株価連動型 インセンティブ受領権 (行使分について、過 去の開示額との差額)																																																			
カルロス ゴーン	<u>2,213</u>	<u>2,213</u>	—	—																																																			
西川 廣人	<u>158</u>	140	15	<u>3</u>																																																			
志賀 俊之	<u>123</u>	<u>70</u>	—	<u>53</u>																																																			
グレッグ ケリー	<u>231</u>	<u>231</u>	—	—																																																			
山下 光彦	<u>154</u>	<u>49</u>	—	<u>105</u>																																																			
今津 英敏	<u>151</u>	<u>30</u>	—	<u>121</u>																																																			
氏名	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受領権																																																				
カルロス ゴーン	1,035	1,035	—																																																				
西川 廣人	155	140	15																																																				

(2) 第117期(平成27年4月1日～平成28年3月31日)に係る有価証券報告書

有価証券報告書に記載すべき内容					有価証券報告書に記載された内容																																													
<p>&lt;役員区分ごとの報酬等の総額等&gt; (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>総報酬</th> <th>金銭報酬</th> <th>株価連動型 インセンティブ受 領権(行使可能数確 定時の公正価値)</th> <th>株価連動型 インセンティブ受領権 (行使分について、過 去の開示額との差額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役 (社外取締役を除 く)</td> <td>3,117</td> <td>2,963</td> <td>108</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>退任取締役</td> <td>286</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>286</td> </tr> </tbody> </table>					区分	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受 領権(行使可能数確 定時の公正価値)	株価連動型 インセンティブ受領権 (行使分について、過 去の開示額との差額)	取締役 (社外取締役を除 く)	3,117	2,963	108	46	退任取締役	286	—	—	286	<p>&lt;役員区分ごとの報酬等の総額等&gt; (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>総報酬</th> <th>金銭報酬</th> <th>株価連動型 インセンティブ受領権</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役 (社外取締役を除く)</td> <td>1,643</td> <td>1,535</td> <td>108</td> </tr> </tbody> </table>				区分	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受領権	取締役 (社外取締役を除く)	1,643	1,535	108																			
区分	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受 領権(行使可能数確 定時の公正価値)	株価連動型 インセンティブ受領権 (行使分について、過 去の開示額との差額)																																														
取締役 (社外取締役を除 く)	3,117	2,963	108	46																																														
退任取締役	286	—	—	286																																														
区分	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受領権																																															
取締役 (社外取締役を除く)	1,643	1,535	108																																															
<p>&lt;役員ごとの連結報酬等の総額等 但し、連結報酬等の総額1億円以上である者&gt; (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>総報酬</th> <th>金銭報酬</th> <th>株価連動型 インセンティブ受 領権(行使可能数確 定時の公正価値)</th> <th>株価連動型 インセンティブ受領権 (行使分について、過 去の開示額との差額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カルロス ゴーン</td> <td>2,282</td> <td>2,282</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>西川 廣人</td> <td>215</td> <td>177</td> <td>23</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>グレッグ ケリー</td> <td>142</td> <td>142</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>山下 光彦</td> <td>169</td> <td>181</td> <td>—</td> <td>▲12</td> </tr> <tr> <td>コリン ドッジ</td> <td>257</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>257</td> </tr> </tbody> </table>					氏名	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受 領権(行使可能数確 定時の公正価値)	株価連動型 インセンティブ受領権 (行使分について、過 去の開示額との差額)	カルロス ゴーン	2,282	2,282	—	—	西川 廣人	215	177	23	15	グレッグ ケリー	142	142	—	—	山下 光彦	169	181	—	▲12	コリン ドッジ	257	—	—	257	<p>&lt;役員ごとの連結報酬等の総額等 但し、連結報酬等の総額1億円以上である者&gt; (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>総報酬</th> <th>金銭報酬</th> <th>株価連動型 インセンティブ受領権</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カルロス ゴーン</td> <td>1,071</td> <td>1,071</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>西川 廣人</td> <td>200</td> <td>177</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table>				氏名	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受領権	カルロス ゴーン	1,071	1,071	—	西川 廣人	200	177	23
氏名	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受 領権(行使可能数確 定時の公正価値)	株価連動型 インセンティブ受領権 (行使分について、過 去の開示額との差額)																																														
カルロス ゴーン	2,282	2,282	—	—																																														
西川 廣人	215	177	23	15																																														
グレッグ ケリー	142	142	—	—																																														
山下 光彦	169	181	—	▲12																																														
コリン ドッジ	257	—	—	257																																														
氏名	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受領権																																															
カルロス ゴーン	1,071	1,071	—																																															
西川 廣人	200	177	23																																															

(3) 第118期(平成28年4月1日～平成29年3月31日)に係る有価証券報告書

有価証券報告書に記載すべき内容					有価証券報告書に記載された内容			
<役員区分ごとの報酬等の総額等> (単位:百万円)					<役員区分ごとの報酬等の総額等> (単位:百万円)			
区分	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受 領権(行使可能数確 定時の公正価値)	株価連動型 インセンティブ受領権 (行使分について、過 去の開示額との差額)	区分	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受領権
取締役 (社外取締役を除 く)	3,282	3,171	112	—	取締役 (社外取締役を除く)	1,948	1,836	112
<役員ごとの連結報酬等の総額等 但し、連結報酬等の総額1億円以上である者> (単位:百万円)					<役員ごとの連結報酬等の総額等 但し、連結報酬等の総額1億円以上である者> (単位:百万円)			
氏名	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受 領権(行使可能数確 定時の公正価値)	株価連動型 インセンティブ受領権 (行使分について、過 去の開示額との差額)	氏名	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受領権
カルロス ゴーン	2,402	2,402	—	—	カルロス ゴーン	1,098	1,098	—
グレッグ ケリー	131	131	—	—	西川 廣人	396	368	28
西川 廣人	396	368	28	—	中村 公泰	110	89	21
中村 公泰	110	89	21	—	坂本 秀行	102	81	21
坂本 秀行	102	81	21	—				

(4) 第119期(平成29年4月1日～平成30年3月31日)に係る有価証券報告書

有価証券報告書に記載すべき内容					有価証券報告書に記載された内容																														
<p>&lt;役員区分ごとの報酬等の総額等&gt; (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>総報酬</th> <th>金銭報酬</th> <th>株価連動型 インセンティブ受 領権(行使可能数確 定時の公正価値)</th> <th>株価連動型 インセンティブ受領権 (行使分について、過 去の開示額との差額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役 (社外取締役を除く)</td> <td>3,741</td> <td>3,310</td> <td>—</td> <td>431</td> </tr> </tbody> </table>					区分	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受 領権(行使可能数確 定時の公正価値)	株価連動型 インセンティブ受領権 (行使分について、過 去の開示額との差額)	取締役 (社外取締役を除く)	3,741	3,310	—	431	<p>&lt;役員区分ごとの報酬等の総額等&gt; (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>総報酬</th> <th>金銭報酬</th> <th>株価連動型 インセンティブ受領権</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役 (社外取締役を除く)</td> <td>1,654</td> <td>1,564</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table>				区分	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受領権	取締役 (社外取締役を除く)	1,654	1,564	90									
区分	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受 領権(行使可能数確 定時の公正価値)	株価連動型 インセンティブ受領権 (行使分について、過 去の開示額との差額)																															
取締役 (社外取締役を除く)	3,741	3,310	—	431																															
区分	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受領権																																
取締役 (社外取締役を除く)	1,654	1,564	90																																
<p>&lt;役員ごとの連結報酬等の総額等 但し、連結報酬等の総額1億円以上である者&gt; (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>総報酬</th> <th>金銭報酬</th> <th>株価連動型 インセンティブ受 領権(行使可能数確 定時の公正価値)</th> <th>株価連動型 インセンティブ受領権 (行使分について、過 去の開示額との差額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カルロス ゴーン</td> <td>2,869</td> <td>2,491</td> <td>—</td> <td>378</td> </tr> <tr> <td>西川 廣人</td> <td>499</td> <td>499</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					氏名	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受 領権(行使可能数確 定時の公正価値)	株価連動型 インセンティブ受領権 (行使分について、過 去の開示額との差額)	カルロス ゴーン	2,869	2,491	—	378	西川 廣人	499	499	—	—	<p>&lt;役員ごとの連結報酬等の総額等 但し、連結報酬等の総額1億円以上である者&gt; (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>総報酬</th> <th>金銭報酬</th> <th>株価連動型 インセンティブ受領権</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カルロス ゴーン</td> <td>735</td> <td>735</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>西川 廣人</td> <td>499</td> <td>499</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				氏名	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受領権	カルロス ゴーン	735	735	—	西川 廣人	499	499	—
氏名	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受 領権(行使可能数確 定時の公正価値)	株価連動型 インセンティブ受領権 (行使分について、過 去の開示額との差額)																															
カルロス ゴーン	2,869	2,491	—	378																															
西川 廣人	499	499	—	—																															
氏名	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受領権																																
カルロス ゴーン	735	735	—																																
西川 廣人	499	499	—																																

## 第2

また、被審人は、平成28年4月8日、上記表1の番号1に掲げる重要な事項につき虚偽の記載がある第116期（平成26年4月1日～平成27年3月31日）に係る有価証券報告書を参照情報とする発行登録追補書類を関東財務局長に提出し、同発行登録追補書類に基づく募集により、平成28年4月15日、社債券を125,000,000,000円で取得させたものである。

## 2 法令の適用

上記1の第1に掲げる事実につき

番号1、

法第172条の4第1項、第24条第1項、第176条第2項

番号2

法第172条の4第1項、第24条第1項、第176条第2項

番号3

法第172条の4第1項、第24条第1項、第176条第2項

番号4

法第172条の4第1項、第24条第1項、第176条第2項、  
第185条の7第14項

上記1の第2に掲げる事実につき

法第172条の2第1項第1号、第3項、第23条の8第1項、  
第5項、第185条の7第14項

## 3 課徴金の計算の基礎

上記1の第1に掲げる事実につき

番号1

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第116期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）に係る有価証券報告書について算出した額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額(279,799,739円)

が

② 6,000,000円

を超えることから、279,799,739円、  
に、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、  
279,790,000円となる。

#### 番号2

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第117期事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）に係る有価証券報告書について算出した額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額(323,373,877円)

が

- ② 6,000,000円

を超えることから、323,373,877円、  
に、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、  
323,370,000円となる。

#### 番号3

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第118期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）に係る有価証券報告書について算出した額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額(275,534,764円)

が

- ② 6,000,000円

を超えることから、275,534,764円、  
に、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、  
275,530,000円となる。

#### 番号4

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第119期事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）に係る有価証券報告書について算出した額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額(279,918,085円)

が

- ② 6,000,000円

を超えることから、279,918,085円、  
に、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、

279,910,000円となるが、第119期有価証券報告書については、法第26条第1項の規定による検査等が行われる前に、課徴金の減額に係る報告がされていることから、法第185条の7第14項の規定により、279,910,000円に100分の50を乗じて得た額に相当する額である139,955,000円となる。

上記1の第2に掲げる事実につき

法第172条の2第1項第1号の規定により、被審人の平成28年4月8日提出の発行登録追補書類に係る課徴金の額は、

当該発行登録追補書類に基づく募集により取得させた有価証券の発行価額の総額125,000,000,000円の100分の2.25に相当する額(2,812,500,000円)

となるが、平成28年4月8日提出の発行登録追補書類については、法第26条第1項の規定による検査等が行われる前に、課徴金の減額に係る報告がされていることから、法第185条の7第14項の規定により、2,812,500,000円に100分の50を乗じて得た額に相当する額である1,406,250,000円となる。

(※ 別表の添付《略》)